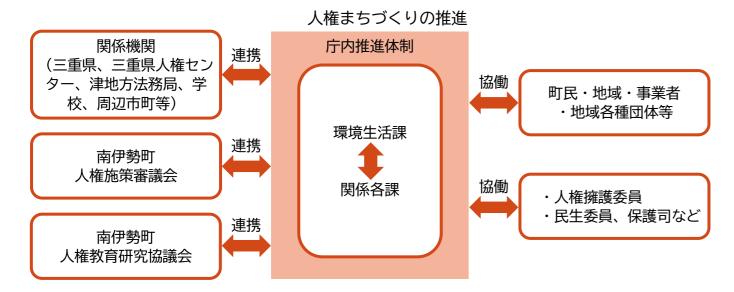
町人権施策の推進体制と仕組みについて

全町的な人権施策推進にあたっての仕組みづくり

本町の人権施策推進にあたっては、関係機関をはじめ、町内で活動する町民や事業者、人権擁護委員・民生委員の方々との連携・協働の仕組みづくりに取り組むことで、全町での人権施策推進を実現していきます。



基本方針の進行管理と見直し

本方針の施策を効率的かつ効果的に実施していくため、方針に基づく各施策の進捗状況を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映します。また、「計画(Plan)」「実行(Do)」「調査・評価(Check)」「改善(Action)」<PDCAサイクル>のなかで、町民・関係団体などの基礎データを把握し、施策・事業の実効性を高めていき、推進期間内でも社会情勢を踏まえて必要に応じ計画を見直すもののとし、検証のための審議会を毎年行うこととします。



施策の進捗評価、課題、今後の方向性等の確認



第三次南伊勢町人権施策基本方針(概要版)

発 行 : 南伊勢町 編集:環境生活課 発行年月:令和5年3月 住 所 : 〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057 TEL(0599)-66-1154 FAX(0599)-66-2166



概要版

第三次南伊勢町人権施策基本方針 令和5年4月



基本方針策定の経緯

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない、普遍的な遵守されるべき基本的権利です。本町では、平成22年(2010)(「人権が尊重される南伊勢町をつくる条例」を制定しました。それに基づき平成25年(2013)「南伊勢町人権施策基本方針」を策定し、国・県の動向も踏まえ、更に総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし「第二次南伊勢町人権施策基本方針」を改定しあらゆる人権課題に取り組んできました。

それから5年間が経過し、現行の「第二次南伊勢町人権施策基本方針」の推進期間が終了するにあたり、これまでの取組みとその施策状況を踏まえ、また新たな課題に対応するため「第三次南伊勢町人権施策基本方針」を策定するものです。

人権をめぐる現状・課題

令和4年に実施した町民意識調査結果から、 人権をめぐる主な現状と課題をまとめました。

人権尊重の社会・まちづくり

町民の人権意識は5年前と比べて高くなっているかについて、どちらとも言えないと思う人の割合は44.6%と最も高くなっており、5年前とはあまり変わっていません。

人権擁護と救済

女性・子ども・障がい者などの人権を守るため に必要なこととして、人権相談、電話相談を充 実するが35.1%、苦情や相談を解決する制度 を充実するが30.4%となっており、相談体制 の充実が必要という回答が多くなっています。

人権啓発・人権教育

高齢者や障がい者、外国人に対する理解教育 や個人情報保護の理解を深めるための教育・啓 発広報活動が人権問題の解決に必要という回 答が多くなっています。

様々な人権課題

障がい者の人権が尊重されていないと感じる 状況について、障がい者または障がいについて の理解が十分でないが 56.5%、就職活動や 職場において不利な扱いを受けるが 35.6%と なっています。

子どもの人権が尊重されていないと感じる状況 として、親が子どもに自分の考えを強制し、子ど もの意見を尊重しないが 42.7%となっており、 子どもの権利が守られていない状態についての 回答が多くなっています。

推進期間

本方針の推進期間は、令和5年(2023)から令和 14 年(2032)までの 10 年間とします。 ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

	令和5 (2023)	令和 6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)
第三次南伊勢町人権施策基本方針										

基本理念

南伊勢町では住民が輝きをもてるまちづくりを推進しています。そのため、あらゆる場面において すべての住民が互いに思いやり、繋がりを大切にし、差別のない、人権が尊重される、明るく住みよ い社会の実現を目指しています。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり、個 人として尊重され、基本的人権の享有が保証されなければならない」として、世界人権宣言及び日本 国憲法の理念を掲げ、その理念のもとに、「互いを尊重し、思いやり、助け合いがあふれるまちづく り~誰もが元気で輝くまち~」を基本理念とします。

互いを尊重し、思いやり、 助け合いがあふれるまちづくり ~誰もが元気で輝くまち~

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成27年 (2015)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 年 (2030) までの 17 のゴール・169 のターゲットからなる国際目標です。

貧困問題やジェンダー平等など持続可能な社会の実現を目指 すためのビジョンや課題が示されています。



人権問題に関する新しい課題

人権侵害の内容が多岐に渡っていることから、様々な人権問題への意識を高める必要があります。

ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、年齢や成長の度合いに見 合わない重い負担や責任を負って、本来は大 人が担う家事や家族の世話を日常的に行うこ とで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 子どものことであり、守られるべき子どもの権 利が著しく侵害されている場合があります。

パタニティ・ハラスメント

男性労働者が育児のために、育児休業などの 制度を利用・希望したことを理由として嫌がら せを受けることを言います。

LGBT 等性的マイノリティ

LGBTとは、レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲ イ(同性を好きになる男性)、バイセクシュアル(両方 の性を好きになる人)、トランスジェンダー(身体と心 の性が異なる人)の頭文字をとった言葉であり、性の あり方が多数派と異なることにより、差別や偏見によ る被害に苦しむことがあります。







人権施策について

人権が尊重された社会をつくるためには、あらゆる事業、分野において 人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があります。

この基本方針は、そのための基本姿勢を示すとともに、町における人権 施策を目的に応じた次の4つの施策分野に体系づけ、推進していくことを 明らかにするものです。



本町の人権施策は前述の基本理念のもと、目的に応じた4つの施策分野に 体系づけて、進めています。

基本理念

目的 1 人権が尊重されるまちづくりの ための施策

施策分野







具体的施策

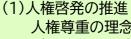
- (1)人権が尊重されるまちづくり 地域や職場等における参加型学習への支援
- (2)人権尊重の視点に立った行政の推進 職員の人権意識の高揚を図るためのより 効果的な人権研修

人権意識高揚のための施策









- 人権尊重の理念の普及、人権意識の向上、 ダイバーシティ社会の推進
- (2)人権教育の推進 社会教育施設を活用した人権研修など、 人権に関する多様な学習機会の提供

目的 3 人権擁護と救済のための施策





- (1)相談体制の充実 広報などを活用し周知を行い、さまざまな 相談窓口を開設
- (2)さまざまな人権侵害への対応 書籍、新聞・雑誌等やNPO団体に関する 情報提供

目的 4 人権課題のための施策













- (1)女性
- (2)子ども
- (3)高齢者
- (4)障がい者
- (5)外国人
- (6)同和問題
- (7)新たな感染症及び難病等患者とその家族など
- (8)犯罪被害者等
- (9)インターネットによる人権侵害
- (10)LGBT等性的マイノリティ
- (11)さまざまな人権課題

を尊重. 思 U ゃ ij け 合 ÜÌ が あ in れるまちづくり

誰もが元気で輝

くま

互い